

令和3年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第5号）						
招集年月日	令和3年8月11日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年8月11日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和3年8月11日 午前10時19分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	3番 難波文美 4番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○			
	副町長	加藤弘	○			
	総務課長	山内悟	○			
	町民課長	深水昌彦	○			
	生活福祉課長	蓑田輝幸	○			
	農林振興課長	万江幸一朗	○			
	建設課長	酒井裕次	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第5号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第13号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 3 議案第14号 令和3年度あさぎり町一般会計補正予算(第3号)について
日程第 4 報告第10号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第13号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 3 議案第14号 令和3年度あさぎり町一般会計補正予算(第3号)について
日程第 4 報告第10号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。おはようございます。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和3年度あさぎり町議会第2回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、難波文美議員、4番、加賀山瑞津子議員を指名します。

日程第2 議案第13号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第13号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第13号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について提案いたします。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、議案第13号につきまして御説明申し上げます。2ページの規約変更理由書に記載しておりますとおり、令和3年4月1日より、くまもと県北病院機構設立組合が玉名市玉東町病院設立組合へと名称を変更したものでございます。次の3ページの新旧対照表でございしますが、左側の変更をご覧ください。別表第1、組合を組織する地方公共団体、次の4ページの別表第2、組合の共同処理する事務で、くまもと県北病院機構設立組合が玉名市玉東町病院設立組合に名称を変更したものでございます。1ページをお願いいたします。今回の規約の変更につきましては、構成市町村で同文議決を行うものでございます。中ほどの附則のとおり、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の規約の規定は令和3年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第13号を採決します。本案は議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第14号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。議案第14号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第3号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億飛び87万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,249万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） すいません。訂正させてください。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000飛び87万9,000円でございます。訂正させていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは議案第14号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、本年7月豪雨に伴います災害復旧費と早急に対応が必要な人件費等について計上するものでございます。次7ページをお願いいたします。歳入でございます。1番上の地方交付税につきましては、今回の補正予算の財源調整として、普通交付税で調整するものでございます。以上で、財政所管課分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。それでは町民課所管分について御説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。歳入です。2枠目、目1、総務費国庫補助金につきましては、今回の補正予算に計上しております。歳出に計上しております個人番号カード交付のための休日開庁に係る時間外手当に対する補助金となります。次のページ8ページをお願いいたします。歳出です。1枠目、目1戸籍住民基本台帳費、節3職員手当等の時間外手当につきましては、歳入で説明しました個人番号カード交付業務の休日開庁に係る時間外手当を計上しております。以上で、町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、生活福祉課所管分の補正予算について説明をいたします。同じく8ページとなります。歳出になりますが、2枠目の救護施設総務費ですけども、長期傷病休暇取得職員の業務を補填するために、9月から来年3月31日までの任期で、会計年度任用職員を任用するもので、報酬、職員手当等、共済費、旅費として、合計150万7,000円を増額補正するものでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは農林振興課所管分の御説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。歳出になります。3段目の枠、目2林業施設災害復旧費、節12の測量設計委託料につきましては、令和3年7月9日から10日の梅雨前線豪雨によりまして、町内林道において被害が発生をいたしております。主要林道となる2路線、榎田大川筋線、それから岡本線の合計7か所につきましては、災害査定を受けるため早急に対応する必要があるまして、今回補正をお願いするものとなります。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは総務課より、今回の補正における給与費明細の説明を申し上げます。9ページをお願いいたします。今回は特別職の補正はございません。次に、一般職の給与費について説明いたします。10ページをお願いいたします。一般職におきましては、会計年度任用職員以外の職員分としまして、町民課の個人番号カード交付における時間外手当を補正しております。次に、11ページをお願いいたします。会計年度任用職員では、勤務体制の確保のための増額としまして、救護施設しらがね寮で新たに任用する1名分の給与費を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は各段のとおりでございます。次に、12ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正は、時間外手当によるものであることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で給与費明細についての説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 以上ですかね。はい。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第4 報告第10号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、報告第10号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の説明を、報告を求めます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第10号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 報告第10号につきまして説明いたします。2ページをお願いします。専決第12号、専決処分の根拠につきましては省略させていただきます。中ほどでございますが、和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとします。1、相手方、これにつきましては記載のとおりでございます。以降につきましては、説明資料によりまして説明を行います。3ページをお願いします。1、公の施設、町道庄屋免田線における事故になります。2、事故の発生状況につ

きましては、令和2年12月12日午前5時頃、深田東地内の町道におきまして、被災者が歩道走行中に対向してきた車両の前照灯に視界を妨げられたため、歩道脇の道路側溝に転落しまして、負傷されたものです。3、事故の原因としましては、歩道路肩に転落防止のための施設がなかったことが、要因の一つとなっております。4、事故の損害額ですが、治療費で、132万2,980円でございます。5、事故の責任割合につきましては、町が20%の責任割合となります。6、損害賠償額が26万4,596円となります。7、損害賠償金の補填につきましては、町が加入します全国町村会総合賠償補償保険によりまして、全額補填されるものでございます。8、和解事項としまして、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、本件に関しまして一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。なお、示談につきましては、7月14日に成立しているところでございます。9、町の対策につきましては、早急に現場の確認を行いまして、転落防止柵の設置を完了しているところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。

◎議長（徳永 正道君） 報告第10号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、質疑ありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番皆越です。事故の概要ですけども、ここに記載のとおりってことですけども、12月の12日っていうようなことで、午前5時頃ですよ。冬ですので暗くあって、この側溝にはですね水が流れているのか流れてないのかその辺のところもですね、どんなだったかなあと私もその事故の現場をですね、ちょっと確認に行きまして、1.5メートルの道路の側溝というようなことでございますので、この治療費もですね、かなり掛かっております。この個人情報に当たるかと思えますけども、骨折か何かされて入院されたんですかね。それと助けを求めるのに、どなたか5時頃ですので、通りかかって発見されたものか、その辺のところを少し教えていただきたいんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はいまず、けがの状態でございますが、右足の大腿部を骨折されたということで、入院されて長期に至ったというところでございます。それから、連絡の手段としましては、御本人が携帯電話で連絡されたというふうに伺っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） えーとそこ、あのもう町の対応としては転落防止柵を設置したというようなことでございますので、あれで安心かなということで私も現場確認に行きましたので、町の対応も、まあこれでよかったのかと思います。質問させていただきました。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、条項字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

◎議長（徳永 正道君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年度あさぎり町議会第2回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午前10時19分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月16日

議長 徳永正道

署名議員 難波文美

署名議員 加賀山 瑞津子